

独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(閣法第二号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、平成二十五年度一般会計補正予算(第1号)により交付される補助金により、独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)に、革新的な新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究等の業務等に要する費用に充てるための基金を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構は、平成三十一年三月三十一日までの間に限り、革新的な新技術の創出に係るもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金を設けるものとし、併せて、基金の運用方法の制限や、基金を廃止する際の残余额の処理について規定するものとする。

二、文部科学大臣は、基金に係る業務に関する業務方法書の認可や中期目標の策定等を行うときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。

三、機構は、基金を財源として実施する業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならないものと

すること。

四、機構は、毎事業年度、基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成して文部科学大臣に提出す

るとともに、文部科学大臣は当該報告書を国会に報告しなければならないものとする。

五、この法律は、公布の日から施行すること。